

霞ヶ浦水郷流域下水道リスク分担表

指定管理者と県における責任分担について

区 分	指定管理者	茨城県
住民及び利用者からの苦情・要望等	○ (内容による)	○ (内容による)
第三者損害賠償	○ (責めに帰すべき事由であるとき)	○ (責めに帰すべき事由であるとき)
事業の遅延・中止	○ (責めに帰すべき事由であるとき)	○ (責めに帰すべき事由であるとき)
施設（設備、備品等を含む。）の維持管理	○	○ (県が施工すべきものに限る)
不可抗力や異常な自然災害等による施設の損傷及び災害	○ (責めに帰すべき事由であるとき)	○
安全衛生管理	○	
個人情報の保護・管理	○	○ (県で管理する情報に限る)
事故、災害等による施設の原状回復	○ (責めに帰すべき事由であるとき)	○
施設利用者の被災に対する責任	○ (責めに帰すべき事由であるとき)	○
保険の加入	○ (必要に応じてそれぞれ加入)	
需要変動リスク	○	○ (スライド制度の範囲内に限る)
その他	○ (責めに帰すべき事由であるとき)	○ (責めに帰すべき事由であるとき)

※ 上記にかかわらず、指定管理者の責めに帰すべき事由（故意、過失、怠慢等）により、生じたものについては、指定管理者の責任（負担）となります。

なお、修繕費の総額は協定で定める範囲とします。